密集事業(住宅市街地総合整備事業)について

密集事業では平成26年度より十条駅西地区において、道路の拡幅(地区幹線道路(幅員11 m)主要生活道路1号線(幅員6m)主要生活道路2号線(幅員6m))や防災ひろばの整備等を行っ ています。





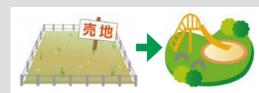


(令和6年2月頃)

まちづくり用地を探しています。(北区が土地を買い取ります)

防災ひろば用地及び代替地を確保するための「まちづくり用地」を 探しています。

土地の売却をお考えの方は、ぜひ北区へご相談ください。 なお、買取りについては、「再建可能な土地」等の一定の要件がご ざいますので、ご了承ください。



【問い合わせ先】 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課

電話:03-3908 - 9162

都区共同相談窓口の移転のご案内

駅西ブロック内における防災まちづくり事業に関する相談窓口が 移転しました。

詳しくはお問い合わせください。

所在地: 〒114-0034 北区上十条 2-31-1 大信十条ビル5階

(公財) 東京都都市づくり公社第二まちづくり事務所内 JR埼京線「十条駅」北口より徒歩1分

電話等: 0120-900-244 (無料電話) 03-5948-5983 (FAX) sodan73jujo@toshizukuri.tokyo



第42回駅西ブロック部会のご報告

令和5年10月11日にブロック部会を開催し、以下の内容 に関するご報告と質疑応答を行いました。

【報告】

問い合わせ先

○十条地区の防災マップ事情

○密集事業 (住宅市街地総合整備事業)の進捗状況等

○十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業の進捗状況等





[開催日時] 令和5年10月11日(水) 18:30 ~ 20:10 [開催場所] 上十条ふれあい館 第一ホール

当日のご質問と回答については、

第 42 回駅西ブロック部会 議事要旨

で検索ください。



◀こちらの QR コードからも ご覧になれます。

事務局:北区 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 北区王子本町1-15-22

電話:3908-9162 (直通)

刊行物登録番号 5-3-051

駅西ブロック(上十条二丁目・十条仲原一・二丁目地区)

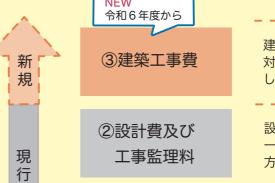
まちづくりニュース

No. 15 令和6年(2024年)3月 発行

発行/北区 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課

不燃化特区内における支援事業 新たな助成制度のご紹介

不燃化特区(上十条二丁目、十条仲原一・二丁目)において木造住宅密集地域の改善を図るた め助成を行っています。令和6年度より制度が一部拡大するため、ご案内します。詳しくはホー ムページ参照もしくは、お問い合わせください。



①除却費

建替えにより耐火性能が向上する場合、助成 対象床面積に応じて区が別に定める額を助成

設計費および工事監理料の一部を助成します。 一般建替えの場合と共同建替えの場合で算出 方法が異なります。

除却に実際に要した費用(消費税を除く)と 単価により算出した額を比較し、少ない方が 助成額となります。(上限160万円)

HP はこちら▼

不燃化特区内に おける支援事業



駅西ブロックにおける防災まちづくりの助成制度のご案内



都市防災不燃化促進事業※

耐火建築物を建てる方が対象です。

助成期間: [補助 73 号線沿道 30 m] 令和 7 年度まで [補助 85 号線沿道 30 m] 令和12年度まで

不燃化特区内における支援事業※

除却費や設計・工事監理料、建築工事費等の一部を助成し ます。

助成期間:令和7年度まで

地区防災不燃化促進事業※

建替えにより耐火性能が向上する建築物を建てる方が対象 です。

助成期間:令和7年度まで

₩.	※いずれも助成要件があります。				
赤付 1	凡 例		不燃化特区区域		店舗建替え支援区域
	●●●●●● 壁面後退区域		防災生活道路		不燃化促進区域

【問い合わせ先】 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課

電話:03-3908 - 9162

都市防災不燃化 促進事業



地区防災不燃化 促進事業

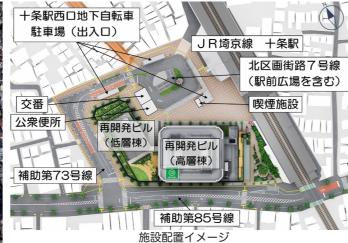


▲詳しくは HP を ご欄ください。

十条駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗状況について

令和6年1月末時点において、施設建築物(再開発ビル)の高層棟部分及び低層棟部分では、 地上躯体工事及び内外装工事等を行っております。また、公共施設は、駅前広場の地下自転車駐 車場の躯体工事等を行っております。





工事進捗写真(令和6年1月末時点)

〈今後の予定〉

令和6年度 駅前広場・公衆便所・交番等の整備継続

施設建築物竣工(秋)

公益施設ジェイトエル開設(12月)

令和7年度 公共施設工事竣工

令和8年度 再開発組合解散手続き





駅前広場イメージ

【問い合わせ先】 まちづくり部 まちづくり推進課 電話:03-3908-9154 (令和6年4月からは、拠点まちづくり担当課にお問い合わせください。)

新たなにぎわいを創出する施設(ジェイトエル)の概要

区では再開発ビルの低層棟3・4階部分に十条らしさをキーワードに多世代の交流を促し、駅前 の新たなにぎわいを創出する施設(ジェイトエル)を整備します。

【新たなにぎわいを創出する施設(ジェイトエル)の概要】 <3階>

- ◆「ラウンジ」の整備
- 図書を約1万冊配架し、閲覧しながらの飲食が可能
- ◆「クリエイティブルーム」の整備 3D プリンターなどの各種工作機器を配置し、これを 用いた創作活動が可能
- <4階>
- ◆「ホール」の整備 (定員約 160 名)
- ◆「多目的ルーム」及び「音楽·動画編集室」の整備

※施設の利用料金及び利用予約受付開始時期等の詳細は、 決まり次第、北区ニュース等でお知らせいたします。





【問い合わせ先】 地域振興部 大規模区民施設整備担当課



電話:03-5390-1116

十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業の進捗状況等

事業案内図

鉄道付属街路事業用地の取得 率は、約16%(令和5年12 月末現在)です。

令和5年5月に国より取得し た都営上十条アパート5号棟跡 地を、鉄道付属街路事業用地、 幹線区道拡幅用地、広場用地, 代替地として整備を行います。

補助第73号線 事業 PR 看板設置予定箇所 【対象地 2】 鉄道付属街路事業用地の残地 鉄赤付3 - 条富十見中 【対象地 1】 都営上十条アパート 5号棟跡地 鉄道付属街路 事業区間

事業PR看板の設置

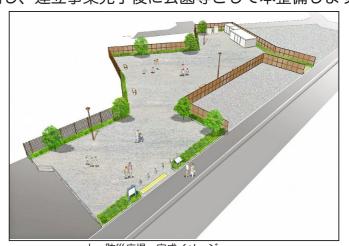
十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道 付属街路事業等の取り組みを広く周知す るため、事業用地を活用し、看板を設置 します。



上一防災広場の整備

道路用地、代替地以外の残地(広場用地)は、密集事 業の防災広場「上一防災広場」(24時間開放)として 暫定整備を行います。

将来的に防災広場は、連立事業の施工ヤード等として 活用し、連立事業完了後に公園等として本整備します。



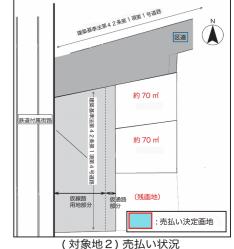
上一防災広場 完成イメージ

代替地(対象地1・2)の売払い

代替地の売払いに向けて、令和5年6月に代替地購入者募集事前案内を行った後、購入者募集・ 審査等を経て、同年12月に一部の画地を除き購入者が決定しました。今後、未売却画地の再募集 を令和6年5月より行う予定です。



(対象地1)売払い状況



- 【問い合わせ先】 ●十条駅付近連続立体交差事業に関すること ●鉄道付属街路整備事業に関すること
- 土木部 土木政策課 企画調整係
- 電話:03-3908-9238
- ・道路の計画と整備に関すること 土木部 土木政策課 事業計画係
- ・用地の取得と補償に関すること 土木部 事業用地担当課
- 電話:03-3908-9252 電話:03-3908-9254